

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	モルガン・ルイス & バッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス & バッキアス外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 伊東 成海
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング16階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和3年6月4日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社力の源ホールディングス
証券コード	3561
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（海外有限責任会社）
氏名又は名称	ニッポン・オポチュニティー・マネジメント・エルエルシー (Nippon Opportunity Management LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ 251
事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス & パッキアス法律事務所 / モルガン・ルイス & パッキアス 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業） 弁護士 伊東 成海
電話番号	03 (4578) 2500

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年5月31日
訂正箇所	下記参照

（訂正前）

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社力の源ホールディングス
証券コード	3750
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

（訂正後）

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社力の源ホールディングス
証券コード	3561
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京